

条例に盛り込みたい事項 (第4・5回会議ワークショップで出された意見)

≪ 凡例 ≫

上段：条例に盛り込みたい具体的
事項

下段：条例に盛り込みたい事項を
考える上での留意点等

＜全般について＞

- ・ シンプルに分かりやすく。
- ・ 条例として、具体的、規制的な内容を入れる。
- ・ インパクトのある条例を！
- ・ この条例は最高規範の条例であるが、抽象的であり具体性がない。できるだけ具体的な文言が必要である。
- ・ 前例にないものを嫌がらないで！
- ・ 枠を外れたような「ドロくさい」条例であって欲しい。
- ・ 市民の条例を理解していただく為に、分かりやすい言葉を入れる。
- ・ 日常的に条例を市民が理解するための啓発を

前 文

自治の歩み

- 宇都宮市の歴史，成長してきた道のり，伝統

宇都宮市の特色

- 宇都宮市の自然環境
- 施設，福祉
- 宇都宮市の良さ（社会的，人情的，文化的）
- みんなが誇れるもの，共有できるもの

郷 土 愛

- ・ 中核市として開かれた都市を目指す。
- ・ 地方分権により財源不足もあり市民と共に汗をかく条例
- ・ 二荒の森は市民の心のよりどころ
- ・ 少子，高齢の社会を生きる
- ・ 少子高齢化の進む厳しい世の中であるが，こうすれば必ずできるという明るい展望を謳って欲しい。

総 則

目 的

- 自治の理念の明確化
- 地方自治の確立
- 住民自治の構築
- 市を構築するすべての人，団体，企業，行政のルール

定 義

- 自治
- 市民等（未成年者，外国人，高齢者）
- 協働（参加・参画）
- 地域活動団体（自治会，地域まちづくり組織）
- 企業（事業者）

位置付け

- 自治基本条例の趣旨の尊重
- 最高規範性（全ての条例の上位に位置するもの）
- 自治基本条例の不断の見直し

- ・ 合意形成のルール
- ・ 市政の方針，指針をつくる。
- ・ まちづくりにおける地域全体としての意思決定を明確にする。
- ・ みんなが尊重すべき約束事
- ・ 条例の内容を規範性のあるものとするべき。
- ・ 地方自治，地域自治，地区自治，コミュニティ自治のそれぞれの範囲を明示できるか。

自治の 基本理念・ 基本原則

自治の基本理念

(抽象的)

(具体的)

- 優しさ
- 人と人との絆
- 自己実現
- 市民満足度の向上

- 地方分権の推進，自
立した自治の確立

- 健康で，
- ころの
- ふれあう
- 明るい

まち
づくり

- 「住みたい・住んで
良かった“いやし”を
求められる宇都宮
市」・文化都市

- 地域の対外的競争力
の確保

- 子どもの健全な成長
- 福祉のまちづくり
- 子ども，高齢者，障
がい者を尊重するま
ちづくり

- 安全・安心なまちづ
くり（住環，防犯，防災）

- なんでも言えるまち
づくり

- 環境保全，共生
- 産業調和，地域間調
和

- 就学，労働，老後な
ど年代毎に市内です
べてのニーズに応え
られるまちづくり

- 安心して子育てでき
る環境，育児教育
- 食育の必要性
- 医療，介護
- 地域で年齢を認め，
それを生かせる地域活
動のまち

- お年寄りが活躍でき
るまちづくり
- いきいき生活できる
まちづくり

- 戦争，テロ，犯罪防止
- 対話場所，学校(教室)
の解放

- みどりの保全
- 人口100万都市
- 中心部のエンターテ
インメントの充実

- プロスポーツチーム
の誘致
- ベンチャー企業の育成

- 生涯学習機会の充実

- ・ 自治の理念を明確化
- ・ 市の目指すべき姿，都市像の提示
- ・ めざすまちづくりの方向性を定め
る。
- ・ 未来志向，未来へのビジョン
- ・ しっかりとしたビジョンの提示，そ
れに歩み寄る市民の模範的な姿勢
- ・ 宇都宮らしさを出す。
- ・ 宇都宮の強みを打ち出す。
- ・ 市民憲章との整合性
- ・ 理想への筋道（プロセス）
- ・ 向こう三軒両隣の精神を培う，語
り合う。
- ・ 明るい展望
- ・ 公共意識を共有
- ・ 地方自治体は他自治体との「人の集
積力競争」で勝てるビジョンを持っ
ているか。
- ・ 少子高齢化問題にどう取り組むの
か，具体策

自治の基本原則

住民自治

- 住民自治の確立
- 自治意識の確立

人権尊重

- 基本的人権の尊重
- 男女の個性尊重
- プライバシーの尊重
- 権利保障
- 人権の尊重を重んずる教育
- 発言の自由

市民協働

情報共有

(→詳細は「市政運営のしくみ」)

人づくり

- 自立した市民の育成
- 市民力の向上
- 住民の学習
- 人づくりビジョンの徹底
- 健全な人づくり
- 家庭内の教育の推進
- 自治を大切にする学校教育

権利・義務

- 市民の権利・義務の確立

- ・ 市民自治を最上位に置くことによって，自治基本条例の価値が決まる。
- ・ 人々の意識を前向きに
- ・ 団体自治は，その（団体の）レベルによって，シビル・ミニマムの範囲は異なる。
- ・ 一人一人が大切にされ，一人一人の違いが尊重され，活かされるシステム
- ・ 我々一人ひとりが自分のことは，地域のことは自分で何とかしようと思うことが
大切
- ・ 自分達のまちは自分達で作る意識を持って。
- ・ 自分の住む地域に市民が自己責任を持つ。
- ・ 市民の参加しやすい市政づくり
- ・ ソフト面の指導者の養成も行う必要がある。
- ・ 自立した市民をどう育成するか，教育についての考え方を明示する。
- ・ 教育が一人ひとりの幸せに結びつくことを，教育の基本理念として掲げる。
- ・ 法律によって認められたものより，暮らしの中からの権利を吸い上げる。
- ・ 地域環境と，個人，家庭，地域，企業，行政

（自治の基本
原則は，自治
の基本理念を
実現するため
の手段）

